

2021年4月19日

国土交通大臣 赤羽一嘉様  
国土交通省水管理・国土保全局長 井上智夫様  
国土交通省 九州地方整備局長 村山一弥様  
熊本県知事 蒲島郁夫様

清流球磨川・川辺川を未来に手渡す流域郡市民の会 共同代表 緒方俊一郎  
岐部明廣  
美しい球磨川を守る市民の会 代表 出水 晃  
7・4 球磨川流域豪雨被災者・賛同者の会 共同代表 鳥飼香代子  
市花保  
子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会 代表 中島 康  
代表連絡先 熊本市西区島崎 4-5-13 中島康 電話 090-2505-3880

## 川辺川流水型ダムは環境アセス「法の対象外」 との見解に対する抗議文

4月9日付熊本日日新聞に、川辺川流水型ダム建設について「環境アセスメント法の対象外」との国土交通省水管理・国土保全局長の見解が掲載されました。また、熊本県は「国交省に法に基づくアセスか同等の調査を求めている」との見解が掲載されました。

これまでの球磨川流域治水協議会では、「新たな流水型ダム」は場所も規模もこれから検討するとしていました。ところが、水管理・国土保全局長は「流水型ダムについても一連の川辺川ダム事業と同じで、法が施行された1999年より前にダム本体の関連工事に着手している」と述べており、見解が全く食い違っています。

公共事業などを実施する際に環境への影響を調査する環境アセスメント法は、1997年に公布されました。ところが従前の貯留型の川辺川ダム計画は、それ以前の計画ということでアセス法から除外されてきました。

国土交通省川辺川ダム砂防事務所のホームページに掲載されている「川辺川ダム事業における環境保全への取り組み（平成12年6月）」への質問に対する回答（平成12年11月1日）には、「川辺川ダム事業については、特定多目的ダム法第4条第1項に規定する基本計画の最新の変更の告示が平成10年6月9日に行われており、環境影響評価法附則第3条第1項及び環境影響評価法施行令附則第3条第1号の規定により、同法第2章から第7章までの規定は適用しないこととされています」との記述があります。つまり、環境アセス法の施行前に川辺川ダム基本計画の変更が平成10（1998）年6月に行われたから対象外であるという説明です。

従前の貯留型の川辺川ダムは、特定多目的ダム法に基づくダム計画であり、国土交通省が2005年9月15日に「川辺川ダム建設に伴う球磨川流域の漁業権や土地の収用裁決申請」を取り下げたことで白紙となりました。治水専用となる流水型ダムとする場合は、白紙となった現行計画を廃止し、河川法に沿って手続きを進める必要があります。元となる法律が違うのですから、川辺川流水型ダム建設について「環境アセスメント法の対象外」との見解は、法を無視することに他なりません。

国土交通省が「アセスと同等の調査」とする「川辺川ダム事業における環境保全への取り組み（平成12年6月）」は法アセスとは異なるものであり、その手法も内容も極めて不十分なものです。「法アセスと同等の調査」とは全く評価できません。

また、従前のダム計画が進み、環境の改変が大きい中、対策とその結果についてモニタリングも行わないで、環境に影響はないと言えるものではありません。さらには、従前の計画開始から長い時間が経過していることを踏まえると、新たな調査が必要であることは当然です。先進国では事業アセスではなく、戦略アセス、計画アセスが当たり前となっている中、昔の計画であるという理由だけで法を逃れようとしている姿勢は許されるものではありません。

また、従前の川辺川ダム計画と同じ規模の流水型ダムを造るとなると、既存最大の益田川ダムと比べ総貯水量で約20倍、集水面積で約5倍、湛水面積（水没面積）で約7倍の、けた違いの巨大な流水型ダムとなります。現在、全国で5つの流水型ダムが運用されていますが、運用開始から日が浅く、その効果も環境への影響もよく分かっていません。けた違いの巨大な流水型ダムとなるのに法に基づくアセスメントを実施しないなど、論外です。

川辺川は、急流球磨川の最大の支流です。九州山地の湧水を集め、長年「水質日本一」に選ばれています。また、391ヘクタールもの川辺川ダムの水没予定地一帯に2754種もの動植物が分布していることが国交省の調査でも分かっています。これらの生物の多様性に、ダム建設の与える影響の大きさは計り知れません。生態系ピラミッドの頂点にいるワシタカ類も8種の生息が確認され、クマタカを含む5種がレッドデータブックに記載されています。これらの大型の捕食者の生息できる環境を守る事こそが生物の多様性を守ることです。

また、五木村の鍾乳洞「九折瀬（つづらせ）洞」には、ここにしか生息しない固有種で絶滅危惧種のツヅラセメクラチビゴミムシ（オサムシ科）とイツキメナシナミハグモ（ナミハグモ科）が生息しています。この全長約1.1kmの鍾乳洞は、五木村役場から約3km上流にあり、従前の計画と同規模の流水型川辺川ダムが完成した場合、ダム湖の水が満杯になれば、洞の大半が水没します。

「生物の多様性なくしては、人類の未来はない」という事は世界の常識となり、日本においても生物多様性の国家戦略が具体的な検討段階に入って20年以上が経過した現在、川辺川流域の自然環境は地域住民のみならず国民共有の貴重な財産です。

私達は、流域住民の安全を守るためにも流水型川辺川ダムそのものを認めていません。蒲島知事が流水型ダム容認に方向転換した昨年11月19日の表明では、「貯留型による現行の川辺川ダム計画の廃止に加え、新たな流水型ダムの環境影響評価（アセスメント）も国に求める」としていました。知事は流水型ダムで「命と環境を守る」と言っておきながら、法アセスに基づかない調査でもよいとは一体どういうことでしょうか。熊本県の態度が大きく後退している点に大きな失望を感じます。

今回の「川辺川流水型ダム建設について環境アセスメント法の対象外」との見解に強く抗議するとともに、環境アセスメント法による環境調査の実施を強く求めます。また、下記4点について明らかにすることを強く求めます。

## 記

1. 「流水型川辺川ダムの計画」が従前の貯留型の川辺川ダム計画となぜ同じと言えるのか。
2. 流水型川辺川ダムの位置と規模は決定したのか。
3. 決定していないとしたら、同一性があるとは言えないのではないのか。
4. 決定しているのならば、ダムの位置と規模はどのようなものか。

以上